

## 平成 30 年度事業計画

当協会の主要な業務である枝肉格付事業は、国民生活に不可欠な物資である食肉の公正な価格形成と取引及び価格安定制度の的確な実施等、我が国の食肉生産・流通に不可欠で重要な役割を果たしている。このため、格付技術の一層の向上及び斉一化を確保し、公正かつ厳正な食肉規格格付を実施することにより、食肉・畜産関係者や消費者の利益に資することとする。

また、農林水産省からの受託事業「牛肉トレーサビリティ業務委託事業」及び同省からの補助事業「畜産生産能力・体質強化推進事業」等については、その適正な推進を図り、我が国の畜産振興に資することとする。

### 第 1 食肉の規格格付及び格付情報利活用事業（公益目的事業）

#### 1 牛・豚枝肉格付事業

##### (1) 格付頭数・場所

全国 10 の食肉中央卸売市場及び 20 の食肉地方卸売市場並びに全国 97 の各道県基幹食肉センター等合計 127 か所において格付事業を実施する。

(単位：頭、%)

区分		牛		枝肉		
		全国と畜頭数 (A)	対前年比	格付頭数 (B)	前年対比	格付率 (B) / (A)
28年度	実績	1,042,842.0	95.7	883,358.0	95.5	84.7
29年度	実績推計	1,045,000.0	100.2	888,800.0	100.6	85.1
30年度	計画	1,050,000.0	100.5	893,000.0	100.5	85.0

(単位：頭、%)

区分		豚		枝肉		
		全国と畜頭数 (A)	対前年比	格付頭数 (B)	前年対比	格付率 (B) / (A)
28年度	実績	16,369,257.0	100.7	12,419,152.0	100.9	75.9
29年度	実績推計	16,263,000.0	99.4	12,344,000.0	99.4	75.9
30年度	計画	16,263,000.0	100.0	12,344,000.0	100.0	75.9

##### (2) 職員等の採用及び配置

###### ア 職員

期首における職員配置は、本所では、職員 11 名、嘱託職員 5 名の計 16 名とし、また、支所・事業所では、職員 152 名、嘱託職員 31 名のほかに、本年度新規に採用した職員 14 名を加えた計 197 名とする（総計 213 名）。

###### イ 委嘱格付員

職員（嘱託職員、契約職員を含む。）を配置していない委嘱格付場所へ委嘱格付員 114 名を配置する。

##### (3) 格付事業の円滑、適正な実施

枝肉取引規格に基づく格付事業を、全国同一の基準で円滑、適正に実施するために、下記の業務を行う。

ア 専門委員会

格付事業全般に係わる有識者等の広範な意見を聴く。

イ 支所長会議、事業所長会議

格付事業の方針等について、全国規模、ブロック単位での検討・指示の徹底等を行う。

ウ 意見交換会

各地の事業所において、出荷者、流通関係者等と格付事業の円滑な実施に関する取引規格の説明・周知や意見交換を行う。

(4) 格付技術の維持・向上

格付事業を全国同一の基準で円滑、適正に実施するための格付技術の維持・向上を図る目的で、下記の業務を行う。

ア 格付技術合同検討会

格付技術に係わる有識者と協会の格付技術研修担当者等が、格付技術研修の内容等についての検討を行う。

イ 格付技術研修会及び昇格試験

全ての格付員や委嘱格付員に対して、グループ単位での効率的な技術研修を行う。また、格付員資格に係わる昇格試験を行う。

ウ 委嘱格付員養成研修

新たに委嘱格付員となる者に対して格付技術の付与を行うための研修を行う。

エ 国内技術研修

格付職員を、食肉や畜産に関する技術・知識の向上等を目的とした国内技術研修に参加させる。

オ 海外の食肉規格等調査

海外における食肉規格格付の現状と問題点等を調査し、国内における格付業務の円滑な実施と食肉規格の改善等に資する。

カ 格付に係る新技術の活用

格付の一層の客観性公正性の確保のため、食肉脂質測定装置等の新技術の利用を検討・推進する。

(5) 規格取引の普及・推進等

ア 規格取引の普及・推進

規格取引の普及・啓発のため枝肉取引規格解説書その他の資料を配布するほか、未格付の食肉センター等に対し、随時、取引規格の理解・普及に努め、規格取引の一層の普及・推進を図る。

イ 格付結果の調査・分析、格付結果証明書の発行

格付結果をより経済性の高い肉畜生産指標としての活用に資するため、格付結果及びその要因である枝肉重量、品質並びに欠格要因等の調査分析を行い四半期ごとに公表する。

また、要請に応じて牛・豚枝肉格付結果証明書を発行する。

ウ 消費者の理解の促進

協会の主要業務である食肉の規格格付について消費者の理解をさらに深めるために、協会のホームページ等の充実を図る。

(6) 格付関連付加情報提供等

農林水産省が定めた家畜改良増殖目標で、「おいしさ」に関する評価手法の確立等がうたわれ、今後、脂肪内に含まれるオレイン酸含量等の情報が求められることから、枝肉情報に付加して、オレイン酸の含有量やPMS（ポーク・マーブリング・スタンダード）等の情報を生産者や流通業者等に提供する。

## 2 牛・豚部分肉格付事業

全ての部分肉認定工場における部分肉格付業務の実施について、一層の適正化を期するとともに、部分肉取引規格の普及のための啓発及び規格取引の積極的な推進を図る。

### （１）部分肉格付事業

全国 175 の部分肉格付認定工場において格付事業を実施する。なお、部分肉格付数量は、年間 23,368 トンを見込む。

### （２）技術研修会の開催

認定申請工場及び既認定工場から推薦のあった委嘱格付員候補者を対象に、部分肉格付の実務について技術研修を実施する。

### （３）巡回指導

認定工場を計画的に巡回し、適正な格付の実施に努めるとともに、格付業務未実施工場に対して格付実施の推進を図る。

### （４）規格取引の推進

規格部分肉の製造と流通を一層普及促進させるため、部分肉取引規格解説書等を配布する。

## 3 食肉情報等普及・啓発事業（枝肉格付職員養成）〔（公社）日本食肉協議会 助成事業〕

格付補助職員（格付補助員・格付員補佐）について、格付員としての資格を取得するまでの期間、実際に格付場所に配置し現場研修や大規模格付場所での集合研修を反復継続して実施する。

## 4 牛肉トレーサビリティ業務委託事業〔農林水産省委託事業〕

牛肉のトレーサビリティ制度の確実性を担保するための事業であり、次の業務を行う。

### （１）サンプル採取

DNA検査に必要な照合用サンプル（肉片）を、と畜場でと畜した全ての牛の枝肉から採取し、DNA検査機関に送付する。

### （２）サンプル採取委託場所等への現地指導

サンプル採取を委託している場所等の指導及び実情調査を行うため、関係場所へ巡回指導を行う。

## 5 畜産生産能力・体質強化推進事業〔農林水産省補助事業〕

肉用牛の改良基盤の強化に必要な遺伝的能力評価を行うために、肉用牛の産肉情報、生産性情報、血統・登録情報等の効率的な収集、蓄積、分析を行い、そのデータを全国の肉用牛生産者や改良組織等に提供する事業であり、肉用牛の各畜種の改良団体等と共同で実施することとする。当協会は次の業務を担当する。

(1) 情報の収集等

肉用牛の格付情報及び同情報と血統情報とを連結させるための資料の収集・確認を行う。

(2) 情報の提供

上記で収集した情報のうち、個別情報は、要請に応じて肉用牛生産者等に提供する。また、全体情報は、集計・分析のうえ、牛枝肉格付情報として四半期及び年次、年度ごとに、中央団体及び都道府県等に配布・公表する。

6 格付システム整備拡充事業

平成26年度に計上した格付システム整備拡充特定費用準備資金（3億3000万円）に基づき、格付情報システムの整備拡充を計画的に実施する。

第2 食肉の規格格付情報の集約事業（収益事業等（その他の事業））

和牛の遺伝的多様性等活用調査研究事業〔(一社)全国肉用牛振興基金協会共催事業〕

食肉脂質測定装置によるオレイン酸の統一検量線の補正と精度検証のために、牛肉中の脂肪酸組成（オレイン酸等）等の測定と理化学分析用サンプルの収集及び測定結果の取りまとめ等を行う。

第3 その他

1 個人情報等の保護と適正な管理

協会が業務を推進することにより取得する個人情報については、「個人情報管理要領」により、また、収集した個人番号（マイナンバー）については「特定個人情報等取扱規程」に基づき、適正な管理を図る。

2 情報公開

協会の情報管理規程に基づき、ホームページ及び本所事務所に備え付けて一般に公開する。